

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年5月21日

長野県知事 阿 部 守 一

1 入札の目的

修繕工事の請負契約

2 工事名

令和3年度 長野県防災行政無線UPS修繕工事

3 工事箇所名

佐久市跡部 佐久合同庁舎 ほか37箇所

4 工事概要

UPS（無停電電源装置）バッテリー取替（計38台）一式

5 工期

工事開始日から令和3年12月20日まで

6 入札に参加する者に必要な資格等

次のいずれにも該当するものであることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。
 - ア 電気工事について長野県入札参加資格を付与されていること。
 - イ 前記アの資格総合点数が703点以上であること。
 - ウ 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2に規定する経営事項審査を受け、その結果通知を受けている者であること。
 - オ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21条）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - カ 長野県内に本店を有していること。

注）長野県が発注する建設工事に共通して必要な資格については、入札説明書に記載してあります。

7 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書を、令和3年5月21日（金）から令和3年5月31日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。また、一部は入札情報システムに掲載します。

長野県長野市南長野幅下692-2

長野県危機管理部消防課

電話 026-235-7183 FAX 026-233-4332

9 現場説明日時

行いません。

10 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年6月1日（火）午前10時00分

イ 場所 長野県庁西庁舎3階 災害対策本部室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和3年5月28日（金）午後3時までに上記8の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第 129 条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

11 債務負担行為

なし

12 その他

詳細は、入札説明書によります。